



クーリング・オフについて

次のことは、お客さまが、特商法に定める訪問販売または電話勧誘販売により契約された場合のみ適用となります。

(1) 本書面（既に契約のお申し込みを行っている場合で、特商法に基づく書面を受領している場合にあっては、当該書面）を受領された日から8日を経過するまでは、お客さまは書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うことをいいます。）で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。

その効力は、書面または電子的記録を発信したとき（郵便消印日付など）から発生いたします。

(2) クーリング・オフを行う場合、お客さまは次のことが保障されます。

- ① 契約の解除に伴う損害賠償および違約金の支払いを請求されることは有りません。
- ② 既に提供を受けた役務の対価は当社が負担いたします。また、すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
- ③ 既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその全額の返還を受けることができます。
- ④ 引き渡された商品を使用し、または、権利を行使した場合でも当該使用または権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払い義務は有りません。また、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務は有りません。
- ⑤ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

(3) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、当社が威迫したことによりお客さまが困惑しクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その際にその内容について、説明を受けた場合において、当該書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。